

# JAF CUP 2010 All Star Gymkhana

## 特別規則書

**11/13 SAT** ▶ **11/14 SUN**  
(公開練習)

J A F 公認国内競技 / 公認番号:2010-5052 / 競技種目:ジムカーナ



開催場所:モビリティおおむた

主催:RASCAL

共催:RTCR CRMC



## 第1条 競技会の定義および組織

2010年JAFカップオールジャパンジムカーナ/JMRC全国オールスタージムカーナは、社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」と表記）の公認の下に国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定（第1章と第2章を除く）、ならびに2010年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定、スピード行事競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

## 第2条 競技会の名称

2010年JAFカップオールジャパンジムカーナ  
2010年JMRC全国オールスタージムカーナ

## 第3条 競技種目

ジムカーナ

## 第4条 競技の格式

JAF公認国内競技（公認番号：2010年5052号）

## 第5条 開催日程

2010年11月13日（土）～11月14日（日） 2日間

## 第6条 競技開催場所

名称：モビリティおおむた（公認番号：2010-4001）  
所在地：〒836-0017  
福岡県大牟田市新開町3-1  
電話番号：TEL(0944)43-0171 FAX(0944)43-3600

## 第7条 オーガナイザー

名称：モータースポーツクラブスカル（略称RASCAL）  
所在地：〒812-0063 福岡市東区原田2-33-13 アルテックレーシング  
TEL：092-621-0664 FAX：092-622-6707  
代表者名：中村 善浩  
共催：ラリーチームクロスロード（略称RTCR）  
所在地：〒803-0846 北九州市小倉北区下到津1丁目4-14  
代表者名：佐藤 裕  
共催：シーアールエムシー（略称CRMC）  
所在地：〒820-0206 嘉麻市鴨生724  
代表者名：筒井 隆幸

## 第8条 大会役員

大会名誉会長：古賀 道雄（大牟田市長）  
大会名誉会長：北岡 鋭毅（三井グリーンランド開発（株）代表取締役社長）  
大会名誉会長：河野 美純（JMRC九州理事）  
大会会長：中村 善浩（JMRC九州運営委員長）

大会副会長：石原 進（JMRC近畿副運営委員長）

## 第9条 組織委員会

組織委員長	佐藤 裕（JMRC九州ジムカーナ部会長）
組織委員	石川 和男（JMRC北海道ジムカーナ部会長）
組織委員	鎌田 英告（JMRC東北ジムカーナ部会長）
組織委員	中村 真幸（JMRC関東ジムカーナ副部会長）
組織委員	菅野 秀昭（JMRC中部ジムカーナ副部会長）
組織委員	西山 純一（JMRC近畿ジムカーナ部会長）
組織委員	貞井 隆司（JMRC中国ジムカーナ副部会長）
組織委員	大西 周（JMRC四国ジムカーナ部会長）

## 第10条 競技会主要役員

### 1. 競技会審査委員会

審査委員長	鎌田 耕造（JAF派遣）
審査委員	市川 洲夫（JAF派遣）
審査委員	堀内 純（大会組織委員会任命）

### 2. 競技役員

競技長	佐藤 裕（RTCR）
副競技長	今福 和彦（CRMC）
コース委員長	今福 和彦（CRMC）
計時委員長	安武 昌洋（RASCAL）
技術委員長	小関 正則（RASCAL）
救急委員長	江口 勝彦（RASCAL）
パドック委員長	中嶋 慎次（CMSC福岡）
医師団長	上原 吉就（RASCAL）
事務局長	村瀬 晴信（RASCAL）

## 第11条 参加申込および参加費用

1) JAF全日本選手権シリーズ及びJAF地方選手権シリーズ及びJMRC選抜戦シリーズからの出場資格者。

下記の大会事務局宛に現金書留にて申込みこと。

参加受付期間

受付開始：2010年10月5日（火）

締切日：2010年10月15日（金）必着

参加申込先および問合せ先

2010年JAFカップオールジャパンジムカーナ

2010年JMRC全国オールスタージムカーナ

## 大会事務局

所在地：812-0063 福岡市東区原田 2-33-13

アルテックレーシング内

ジムカーナ大会事務局

担当者：拝志

TEL：092-621-0664 FAX：092-622-6707

## 4. 参加料

### 1) J A F カップクラス

J M R C 会員 28,000円(サービス員1名分を含む)

J M R C 会員以外 33,000円(サービス員1名分を含む)

### 2) 併設クラス(J M R C 会員に限る)

J M R C 会員 20,000円(サービス員1名分を含む)

### 3) その他の費用

追加サービス員登録料 2,000円/1名

サービスカー登録料 3,000円/1台

予備スペース登録料 3,000円/1枠(参加1名につき予備スペースは1枠まで)

宿泊は各自にて手配のこと。

## 第12条 サービス登録

競技参加者はパドックサービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについて競技参加申込と同時に登録を必要とする。登録したサービスカーはオーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両はオーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

## 第13条 競技のタイムスケジュール

### 11月13日(土)

- ・ゲートオープン 07:00~
- ・公式受付A 14:00~15:45
- ・公式車検A 14:15~16:00
- ・車輛保管 16:30~翌6:30

(公式車検終了車両は、車両保管とします。ただし、持出車両を除く)

### 11月14日(日)

- \*ゲートオープン 06:30~
- \*公式受付B 07:00~ 07:30
- \*参加確認受付 07:00~ 07:45
- \*公式車検B(セッティング順) 07:00~ 07:45
- \*慣熟歩行 07:15~ 08:10
- \*開会式(ドライバーズブリーフィング) 08:25~ 08:50
- \*第1ヒート 09:10~

- \*慣熟歩行（昼食） 第1ヒート終了後40分間  
\*第2ヒート 第1ヒート終了後50分後  
\*表彰式（閉会式） 15：30（予定）  
公式受付・公式車検はA・Bどちらでも選択できますが  
公式受付Aを済ませた方は、公式車検Aを受けて下さい。13日（日）は参加確認受付のみを受けて下さい。  
14日（日）のみ参加の方は、公式受付B・公式車検Bを受けてください。

#### 第14条 参加車両

JAFカップクラスは2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条に基づいたPN・N・SA・SC・D部門の5部門とし、併設クラスは第15条2)によるものとする。

#### 第15条 クラス区分

##### 1) JAFカップクラス

2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第12条1.1)(2)に基づいた下記のクラス区分とする。

##### スピードPN車両部門

- クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両。
- クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のPN車両。
- クラス3：4輪駆動のPN車両。

##### スピードN車両部門

- クラス1：気筒容積1000cc以下のN車両。
- クラス2：気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両。
- クラス3：気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両。
- クラス4：気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両。

##### スピードSA車両部門

- クラス1：気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA車両。
- クラス2：気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両。
- クラス3：4輪駆動のSA車両。

##### スピードSC車両部門

クラス区分なし。

##### スピードD車両部門

クラス区分なし。

##### 2) 併設クラス

JAFカップ対象外のクローズト格式のクラスとしてRクラス及びレディースクラスを設ける。

- \* レディースクラス：N・SA車両  
(排気量によるクラス区分なし)

\* Rクラス

R - 1 : 1 5 8 6 c c 以下の駆動方式区無し B 車両

R - 2 : 1 5 8 6 c c を超える 2 輪駆動の B 車両

R - 3 : 1 5 8 6 c c を超える 4 輪駆動の B 車両

R クラスは一般ラジアルタイヤのみとし、下記のタイヤの使用を制限する。

使用制限タイヤ

ブリヂストン : 5 2 0 S ・ 5 4 0 S ・ 5 5 S ・ 1 1 S

ダンロップ : 9 3 J ・ 9 8 J ・ 0 1 J ・ 0 2 G ・ 0 3 G

ヨコハマ : 0 2 1 ・ 0 3 2 ・ 0 3 8 ・ 0 3 9 ・ 0 4 8 ・ 0 5 0

トーヨー : F M 9 R ・ 0 8 R ・ 8 8 1 ・ 8 8 8

上記及び海外製通称 S タイヤ

### 第 1 6 条 参加者および競技運転者（ドライバー）

- 1) 参加者は、当年度有効な J A F 発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は有効な自動車運転免許証と当年度有効な J A F 発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 3) 満 2 0 才未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

### 第 1 7 条 参加受理優先基準

- 1) 2 0 1 0 年度 J A F 全日本選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者 1 0 位までの者。
- 2) 2 0 1 0 年度各 J A F 地方選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者 6 位までの者。
- 3) オーガナイザーの選考に基づく者。  
ただし、前項 1 ) および 2 ) に定めてある参加資格および優先順位を妨げない。

### 第 1 8 条 同一競技会の参加制限

- 1) 同一運転者は 1 つの競技会に 1 クラスしか参加できない。
- 2) 同一車両による重複参加（ダブルエントリー）は同一クラス内に限り認められる。  
ただし、レディースクラスとの重複参加は認められる。

### 第 1 9 条 参加台数

- 1) 総参加台数は 2 2 0 台までとし、J A F カップ部門は 1 8 0 台までとする。
- 2) 併設クラスは 4 0 台までとする。

### 第 2 0 条 参加申込方法および参加受理

- 1) 第 1 1 条に定める方法にて申込みこと。
- 2) 参加車両名は 1 5 字以内とし、必ず車両名（型式ではなくヴィッツ・マーチ等の全文字）を入れること。

- (これに違反の場合はオーガナイザーで決定し、これに関する抗議は受付けない。)
- 3) 組織委員会は国内競技規則 4 - 19 に従い、参加申込を拒否した場合は事務経費 1,000円を差し引いて参加費を返金する。なお、正式参加受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
  - 4) 参加申込締切後、参加申込者に対して参加受理の諾否を郵送にて通知する。
  - 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
  - 6) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了時までオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

## 第 2 1 条 参加者に対する指示および公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2) 本競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

## 第 2 2 条 車両変更

- 1) 正式参加申込後の車両変更は、参加車両に故障・破損等、やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 2) 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 3) 車両変更申請は本競技会の参加確認受付終了までとする。

## 第 2 3 条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は本競技会に出走できない。
- 3) 全ての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) 競技番号(ゼッケン)および主催者が指定する広告は、公式車両検査までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求められることができる。修正を命じられた車両は修正後、再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格に

ついて検査することができる。

- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は競技終了後上位入賞者に対し再車検を実施する。当該車両の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査、および再車両検査の分解、および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 参加者は、2010年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章32条2.に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
- 12) 参加者は、競技走行中にクラッシュ&車両トラブル、および転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

#### **第24条 競技コース**

競技コースは、競技会審査委員会に承認されたものが公式通知掲示板に掲示されたうえ、公式通知として参加者に配布される。

#### **第25条 ドライバースブリーフィング**

- 1) 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
- 2) ドライバーはブリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。

#### **第26条 慣熟歩行**

慣熟歩行はタイムスケジュールに従い、徒歩にて行う。自転車等の使用は禁止する。

#### **第27条 スタート**

スタート前、コース査察車（マーシャルカー）は、赤旗または赤色ライトを表示しながら最終点検走行を実施する。

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するランニングスタート方式とする。
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラス毎のスタート順を変更す

る場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

## 第28条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合、または以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

## 第29条 一般安全規定

- 1) 全ての車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着を強く推奨する。
- 2) オープンカーは乗員保護のため、4点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 3) 全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 4) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
- 5) パドック内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6) ゴール（フィニッシュライン）後の直線区間（減速レーン）では一旦停止せずに最徐行にて移動し、当該区間（減速レーン）通過後のパドックへの導入路にて一旦停止してパドックへ移動すること。
- 7) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 8) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
- 9) パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済みの薬剤質量3Kg以上）を準備し、給油すること。

## 第30条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 2) 競技ヘルメットは、「JAFスピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。この適合性は、ラベルで表示されるかまたは証明できなければならない。

## 第31条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード行事における旗信号に関する指導要綱」に定められた信号およびチェッカー旗によって伝達される。

国旗またはクラブ旗	スタート合図
黄旗	パイロン移動、転倒、脱輪
黒旗	ミスコース
赤旗	危険有り直ちに停止せよ

緑旗	コースクリア
チェッカー旗	ゴール合図

### 第32条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要が生じた場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザーベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

### 第34条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は自動計測器にて1 / 1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 万一自動計測器による計測不能等が発生した場合に限り、別個の独立した自動計測器のタイムを成績とする。
- 4) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、競技結果からその名前が抹消される。

### 第35条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

### 第36条 競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判断された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 6) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 7) 4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は当該ヒートを無効とする。
- 8) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) ドライバーズブリーフィングに欠席の場合罰金3万円、遅刻の場合1万円の罰金とする。

10) コントロールライン上に設置してある計測器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

### 第37条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されている判断した場合、国内競技規則12に従い、抗議する権利を有する。

1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、下記の抗議料を添えて競技長に提出する事。

JAFカップ部門 50,900円 併設クラス(クローズド) 20,300円

2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算出する。

4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。

5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

### 第38条 抗議の制限時間

1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

### 第39条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。

2) 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。

3) 競技会の延期によって参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし天災地変の場合はこの限りではない。

### 第40条 賞典

1. JAFカップクラス

1) 各部門各クラス1位 JAFカップ/オーガナイザー賞

2) 各部門各クラス2位~6位 JAF賞典/オーガナイザー賞

2. 併設クラス

1) R各クラス1~3位 オーガナイザー賞

2) レディースクラス1~3位 オーガナイザー賞

3. 特別賞

地区対抗戦等

\*但し、オーガナイザー賞は各クラス参加台数の60%を超えないものとする。

### 第41条 遵守事項

1) 本特別規則の下で開催される競技会に参加する個人、団体は、それがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、競技中、行事中に生じた事態についてJAF

- Fならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、本大会に係わる全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
  - 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
  - 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならない。

#### **第42条 本規則の解釈**

競技会中に本特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

#### **第43条 罰則**

- 1) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本特別規則に関する罰則及び本特別規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

#### **第44条 本特別規則の施行ならびに記載されていない事項**

- 1) 競技運転者は競技中に有効な傷害保険（死亡1,000万円以上）、又はJ M R C 全国共同共済の加入者に限る。公式受付時にその保険証書（コピー可）又は各地区J M R C 発行の今年度有効の会員証又は加入を証明できる書類を提示すること。
- 2) 本特別規則は、本競技会に適用されるもので参加申込と同時に有効となる。
- 3) 本特別規則に記載されていない事項については、J A F 国内競技規則とその付則、およびF I A 国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 4) 本特別規則発行後、J A F において決定され、公示された事項はすべての規則に優先する。

以上  
大会組織委員会